

発議第1号

多可町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和3年3月26日提出

提出者 多可町議会  
議会運営委員長 日原 茂樹

## 多可町議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

規則第 号

多可町議会会議規則（平成17年多可町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」の前に「前項の規定にかかわらず、」を加え、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければならない。」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 多可町議会会議規則の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(欠席の届出)</p> <p><b>第2条</b> 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p><b>第88条</b> 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその<u>名称及び代表者の氏名</u>）を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p><b>第2条</b> 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p><b>第88条</b> 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>（法人の場合にはその<u>所在地</u>）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>